

第3四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

ラックホールディングス株式会社

(E05720)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
【株式の総数】	7
【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	12
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	12
(4) 【ライツプランの内容】	12
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	12
(6) 【大株主の状況】	12
(7) 【議決権の状況】	12
【発行済株式】	12
【自己株式等】	13
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
(1) 【四半期連結貸借対照表】	15
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	17
【四半期連結損益計算書】	17
【第3四半期連結累計期間】	17
【四半期連結包括利益計算書】	18
【第3四半期連結累計期間】	18
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	19
【追加情報】	21
【注記事項】	21
【セグメント情報】	23

2 【その他】	26
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	27
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【四半期会計期間】	第5期第3四半期（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）
【会社名】	ラックホールディングス株式会社
【英訳名】	LAC Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米田 光伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目16番1号
【電話番号】	03(6757)0100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 中川 孟
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目16番1号
【電話番号】	03(6757)0100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 中川 孟
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第3四半期連結 累計期間	第5期 第3四半期連結 累計期間	第4期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高（百万円）	24,235	23,162	33,413
経常利益（百万円）	575	819	1,301
四半期（当期）純利益（百万円）	365	76	851
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	501	49	984
純資産額（百万円）	6,761	5,901	7,245
総資産額（百万円）	20,303	19,319	20,143
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	8.54	0.12	25.73
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	-	-	22.74
自己資本比率（%）	33.2	30.5	35.9
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	1,577	1,208	2,244
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	729	751	962
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	2,728	1,386	2,586
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	1,942	2,041	2,984

回次	第4期 第3四半期連結 会計期間	第5期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 ()(円)	6.89	3.60

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第4期第3四半期連結累計期間および第5期第3四半期連結累計期間については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額は、普通株式に係る数値を記載しております。

5. 第4期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災以降停滞していた生産・流通は緩やかな回復基調にある一方で、長引く円高や株安、欧州諸国の信用不安など、景気が下押しされるリスクが内在する不透明な状況で推移しました。

当社グループの属する情報サービス業界においても、案件開始時期の遅れや小型化、提供サービス価格の低減要請などがみられ、企業のIT投資は依然として慎重な姿勢が継続しました。

このような状況のなか、当社グループは、高度なセキュリティ技術に裏付けられたITトータルソリューションの提供を目指し事業を展開してまいりました。大規模な個人情報漏えい事件や、企業・官公庁をターゲットとしたサイバー攻撃などが後を絶たないなか、疑似標的型メール攻撃による情報セキュリティ体験学習プログラム「ITセキュリティ予防接種」、被害の早期発見・防御・教育を支援する「標的型サイバー攻撃・対策支援サービス」など、社会のニーズに合った新サービスの開発や既存サービスの拡充に努めてまいりました。また、サイバーセキュリティ対策に関連する機関への参画や各種メディアを通じての情報発信など、セキュリティ技術の調査・研究やセキュリティ意識の向上に向けた活動にも取り組んでまいりました。

一方、電力使用量を可視化し節電に貢献する総合エネルギー管理システムの販売を開始するなど、新たな商材の開発・販売に努めてまいりました。

本年4月に予定している事業会社3社との統合に向け、組織統合委員会を発足させ準備を進めるとともに、グループ内の営業組織の統合的な運営により、お客様の利便性向上に向けた共同提案を推進してまいりました。

資本政策面では、A種優先株式の一部取得および消却を実施したほか、経営責任の明確化と業績向上への貢献意欲を高めるため、当社グループの役員などを対象に第三者割当により自己株式を処分するなど、財務体質の改善に努めてまいりました。

当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高は、セキュリティソリューションサービス事業（以下、SSS事業という。）では増加しましたが、システムインテグレーションサービス事業（以下、SIS事業という。）とディーラー事業は減少し、231億62百万円（前年同四半期比4.4%減）となりました。利益面では、売上の減少にともない、売上総利益が前年同四半期に比べ1億35百万円減少しましたが、利益率の高いサービス売上が増加したため、売上総利益率は前年同四半期に比べ0.4ポイント上昇いたしました。さらに、グループ全体でコスト低減に努めたことにより、営業利益は9億74百万円（前年同四半期比33.8%増）、経常利益は8億19百万円（前年同四半期比42.5%増）となりました。四半期純利益は、平成23年11月に逝去した代表取締役会長 故 三柴 元の社葬関連費用として47百万円を特別損失に計上したこと、法人税率引下げに関連する法律が公布されたことに伴う繰延税金資産の取崩しにより138百万円を法人税等調整額（税金費用）に追加計上したことなどにより、76百万円（前年同四半期比79.0%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

システムインテグレーションサービス事業（SIS事業）

開発サービスは、一部製造業案件が伸長しましたが、銀行関連案件の開始時期遅延や案件縮小により、売上高は72億54百万円（前年同四半期比8.3%減）となりました。

ソリューションサービスは、自治体向け案件が堅調に推移し、売上高は4億19百万円（同3.4%減）となりました。

関連商品は、インフラ構築にともなう新規製品販売が減少し、売上高は2億28百万円（同33.2%減）となりました。

この結果、SIS事業の売上高は79億2百万円（同9.0%減）となりました。

セキュリティソリューションサービス事業（SSS事業）

コンサルティングサービスは、大規模な個人情報漏えい事件や企業・官公庁をターゲットとした標的型メールによるサイバー攻撃などにより、緊急対応にともなうコンサルティング案件や、セキュリティ教育案件が増加し、売上高は10億33百万円（前年同四半期比6.4%増）となりました。

運用監視サービスは、情報セキュリティへの関心の高まりから、診断サービスにおいて新規案件が増加し、また監視サービスにおいても既存案件の契約更新が堅調に推移したことにより、売上高は20億14百万円（同13.5%増）となりました。

関連商品は、提供するサービスに付随する商品および保守の販売に絞り込んでおり、売上高は5億20百万円

(同11.6%減)となりました。

この結果、SSS事業の売上高は35億68百万円(同7.0%増)となりました。

ディーラー事業

HW/SW販売は、主力銀行、官公庁向けなどで見込んでいた大型案件の失注・受注の遅れなどにより、売上高は48億54百万円(前年同四半期比14.9%減)となりました。

SEサービスは、新規案件の受注は低調だったものの、前期下期のシステム構築・導入案件が寄与し、売上高は21億41百万円(同23.8%増)となりました。

保守サービスは、提供サービス価格の低減要請や、契約更新の伸び悩みなどにより、売上高は46億94百万円(同1.7%減)となりました。

この結果、ディーラー事業の売上高は116億90百万円(同4.3%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は20億41百万円となり、前連結会計年度末と比較して9億42百万円の減少となりました。

当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は12億8百万円(前年同四半期連結累計期間は15億77百万円の獲得)となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益7億69百万円に減価償却費3億81百万円、のれん償却額5億11百万円、仕入債務の増加額1億85百万円、法人税等の支払額7億円等を反映したものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は7億51百万円(前年同四半期連結累計期間は7億29百万円の獲得)になりました。これは主に有形固定資産の取得による支出1億88百万円、ソフトウェアの取得による支出5億50百万円等を反映したものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は13億86百万円(前年同四半期連結累計期間は27億28百万円の使用)となりました。これは主に短期借入金の純増加額13億42百万円、長期借入金の返済による支出16億3百万円、優先株式などの自己株式の取得による支出10億24百万円等を反映したものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した対処すべき課題のうち、A種優先株式への対応について、平成23年6月24日に本優先株式10株のうちの5株を取得し、同日に消却しております。なお、残る5株につきましても今後の資本政策の自由度を向上させるべく、当社の財務状況を勘案しながら本優先株式を償還していく方針です。

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、35百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
A種優先株式	10
計	100,000,000

(注) 会社法の下では、発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致する必要はないものとされ、当社におきましても発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致いたしません。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,683,120	26,683,120	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
A種優先株式(当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	5	5	非上場	(注)1~3
計	26,683,125	26,683,125	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、取得価額が下方に修正され取得請求権が行使された場合、交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

毎年5月15日および11月15日の年2回を取得価額修正日とし、取得価額はそれぞれの取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における終値の平均値の90%に修正されます。

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

上記(2)に基づき算出される、提出日の前月末日現在の取得価額は410円20銭となりますが、下記「3.

(5) 普通株式を対価とする取得請求権 交付価額」に記載のとおり取得価額の下限は当初取得価額244円90銭の65%である159円20銭となります。

取得請求権が行使された場合、以下に基づき算出される数が普通株式として交付されることとなりますが、下記「2.(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容」に記載のとおり普通株式を対価とする取得請求権の行使は、金銭を対価とする取得請求権の行使が不可能であると合理的に判断される場合にのみその行使が認められております。

なお、平成23年12月31日を取得請求の日と仮定して取得請求権が行使された場合で、かつ、金銭を対価とする行使が不可能であると合理的に判断された場合に交付される普通株式の数を以下の算式に基づき算出すると2,776,216株(同日の普通株式の発行済株式総数の10.40%)となります。

$$\text{交付される普通株式の数} = \frac{\text{払込金額} + \text{前事業年度の優先配当金額} + \text{累積未払配当金額} + \text{経過済日割配当金額}}{\text{取得価額}}$$

(4) 当社の決定による本優先株式の取得を可能とする旨の条項

当社は定款において、いつでも、法令の範囲内で、本優先株式の全部または一部を取得することができることとされておりますが、当社は、本優先株式の所有者との間で本優先株式の発行及び引受けに関する引受契約(以下「本引受契約」といいます。)を締結しており、本引受契約において、取得条項を発動できるのは平成23年5月31日以降と制限されております。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、定款においていつでも本優先株式に係る普通株式対価の取得請求権を行使できるとしておりますが、本引受契約において、普通株式対価の取得請求権は、金銭対価の取得請求権行使が不可能であると合理的に判断される場合にのみその行使が認められ、また、金銭対価の取得請求権は、平成26年11月30日の経過、本引受契約上の重大な義務違反、当社支配権の変動等の重大な事由が発生した場合にのみ、所定の手続きを経て行使が可能となることとされております。このように、本優先株式については、本引受契約に基づき、取得請求権行使の制限がなされておりますが、所有者は、本優先株式の取得請求権を行使できる場合においても、実務上可能な限り市場および当社の財務状態等に配慮して、本優先株式の発行要項および本引受契約等の定めに従い本優先株式の保有、金銭または当社普通株式を対価とする取得請求権の行使、普通株式が交付された場合の交付された普通株式の売却等に努めるとの確認をしております。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受ける必要があります。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

3. A種優先株式の内容は次のとおり定款に定めております。

(1) 単元株制度は採用しておりません。

(2) 優先配当金

優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対し、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき下記に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

優先配当金の額

ある事業年度についての優先配当金の額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した金額（以下「優先配当金額」という。）とする。

但し、1年に満たない事業年度については、優先配当金額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した額を、当該事業年度の日数で日割り計算した額（1年を365日と仮定して計算し、円位未満を切り捨てる。）（以下、当該1年に満たない事業年度終了日現在における日割配当額を「経過済日割配当額」という。）とする。なお、払込期日を含む事業年度については、優先配当金額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した額を、払込期日から当該事業年度終了日までの日数で日割り計算した額（1年を365日と仮定して計算し、円位未満を切り捨てる。）とする。

優先中間配当金

当社は、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うときは、当年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録された本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、上記に定める優先配当金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当金（以下「優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

累積条項

ある事業年度における剰余金の配当として本優先株主または本優先登録株式質権者に対して支払う1株当たりの剰余金の配当（中間配当を含む。）の額が上記に定める優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積し、当該事業年度の翌事業年度の初日（以下「累積基準日」という。）（同日を含む。）以降、実際に累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）の全部が支払われた日（以下「累積支払日」という。）（同日を含む。）まで、下記に従って、年率9.80%の利率で1年毎の複利計算により計算する。なお、累積未払配当金については、当該翌事業年度以降、優先配当金、優先中間配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して配当する。

< 累積未払配当金 >

$$\text{累積未払配当金} = \text{未払配当金} \times (1 + 0.098)^{m + (m' \div 365)}$$

なお、累積基準日（同日を含む。）から累積支払日（同日を含む。）までの日数を「m年とm'日」とする。但し、累積支払日までの間に累積未払配当金の一部が支払われた場合（以下、累積支払日までの間に支払われた累積未払配当金を「支払済累積未払配当金」という。）には、次の算式に従って計算される金額を累積未払配当金から控除する。累積支払日までの間に累積未払配当金の一部が複数回にわたって支払われた場合には、支払済累積未払配当金のそれぞれにつき、控除金額を計算し控除する。

$$\text{控除金額} = \text{支払済累積未払配当金} \times (1 + 0.098)^{p + (p' \div 365)}$$

なお、実際に支払済累積未払配当金を支払った日（同日を含む。）から累積支払日（同日を含む。）までの日数を「p年とp'日」とする。

非参加条項

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、優先配当金または優先中間配当金を超えて剰余金の配当または中間配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、払込金額、残余財産の分配に関する清算人の決定または清算人会の決議の日の属する事業年度において支払われるべき前事業年度についての優先配当金額（清算人の決定または清算人会の決議の時点で支払われていない場合）、当該清算人の決定または清算人会の決議の日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、ならびに当該清算人の決定または清算人会の決議の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払う。

当社は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、上記に規定する支払のほか、残余財産の分配を行わない。

(4) 金銭を対価とする取得請求権

請求期間

本優先株主は、いつでも、法令の範囲内で、本優先株式の全部または一部の取得を請求することができる。

優先株式1株の取得と引換えに交付する財産の内容および額

当社は、本優先株式1株につき、取得請求の日における払込金額、当該事業年度において支払われるべき前事業年度についての優先配当金額（取得請求の時点で支払われていない場合）、取得請求の日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、ならびに取得請求の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払うものとする。なお、法令の範囲を超えて本優先株主から取得請求があった場合、取得すべき本優先株式は抽選その他の合理的な方法により決定する。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

請求期間

本優先株主は、いつでも、法令の範囲内で、かつ当社定款第6条に従い当社株主総会で決議された募集する普通株式の上限数を限度として、下記ないしに定める条件で、当社が本優先株式を取得すると引換えに、当社の普通株式を交付することを請求することができる。なお、本優先株主に交付される普通株式数の算出に際し1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を本優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式数

当社は、次に定める条件により当社の普通株式を交付するものとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 =

上記(4) で定める本優先株式1株の取得と引換えに交付する財産の額 ÷ 交付価額

交付価額

当初交付価額は244.9円とし、交付価額は、2010年5月15日以降の毎年5月15日および11月15日（以下それぞれ「交付価額修正日」という。）に、交付価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正されるものとする。但し、修正後交付価額が当初交付価額の65%（以下「下限交付価額」という。）を下回るときは、修正後交付価額は下限交付価額とする。なお、交付価額が、下記により調整された場合には、下限交付価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、当該交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式が上場されている金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

交付価額の調整

- (a) 当社は、本優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）をもって交付価額（上記に基づく修正後の交付価額を含む。）を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

なお、交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)()ないし()の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、下記(b)()の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)()および()の場合は0円とし、下記(b)()の場合は下記(b)()で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式により本優先株式の交付価額の調整を行う場合およびその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 下記(c)()に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当社が交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）

調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- () 普通株式の株式分割をする場合

調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- () 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)()に定める時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または下記(c)()に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- () 普通株式の併合をする場合

調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- () 上記()における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- (c) () 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

- () 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引

日の当社の普通株式が上場されている金融商品取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社の取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な交付価額の調整を行う。

() 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。

() 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

() その他当社の発行済普通株式の株式数の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。

(e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により交付価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額およびその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された本優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(6) 取得条項

取得事由

当社は、いつでも、法令の範囲内で、本優先株式の全部または一部を取得することができる。

優先株式1株の取得と引換えに交付する財産の内容および額

当社は、本優先株式1株につき、取得の日における払込金額、当該事業年度において支払われるべき前事業年度についての優先配当金額（取得の時点で支払われていない場合）、取得日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、ならびに取得の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払うものとする。

取得する優先株式の一部の決定方法

当社は、本優先株式の一部を取得する場合、抽選その他の合理的な方法により当該一部を決定する。

(7) 議決権

本優先株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

(8) 種類株主総会における議決権

本優先株式については、会社法第322条第1項第1号に定める場合を除き、同項各号に定める種類株主総会の決議を要しない。

(9) 譲渡制限

本優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(10) 株式の併合または分割、新株引受権等の有無

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、本優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	普通株式 26,683,120 A種優先株式 5	-	1,000	-	250

(6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】
当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先 株式 5	-	(注)3
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,303,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,110,000	251,100	-
単元未満株式	普通株式 270,020	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	26,683,125	-	-
総株主の議決権	-	251,100	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社所有の自己株式であります。
2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権の数11個)含まれております。
3. A種優先株式の概要は、「第3提出会社の状況、1株式等の状況、(1)株式の総数等、発行済株式」に記載のとおりであります。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ラックホールディングス 株式会社	東京都千代田区平河町 2丁目16-1 平河町 森タワー	1,303,100	-	1,303,100	4.88
計	-	1,303,100	-	1,303,100	4.88

(注)当第3四半期会計期間末の自己株式数は、1,304,730株であります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表取締役会長	-	三柴 元	平成23年11月2日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,984,529	2,041,666
受取手形及び売掛金	4,909,491	4,863,691
商品	358,528	228,342
仕掛品	180,179	315,253
貯蔵品	3,617	1,767
前払費用	1,754,215	2,489,191
その他	376,161	571,369
貸倒引当金	2,311	2,648
流動資産合計	10,564,411	10,508,633
固定資産		
有形固定資産	1,241,670	1,191,769
無形固定資産		
のれん	3,559,816	3,046,902
その他	1,230,195	1,460,225
無形固定資産合計	4,790,012	4,507,128
投資その他の資産		
繰延税金資産	2,097,920	1,713,652
その他	1,449,194	1,398,399
投資その他の資産合計	3,547,114	3,112,052
固定資産合計	9,578,798	8,810,949
資産合計	20,143,210	19,319,583
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,931,254	2,116,495
短期借入金	606,765	1,948,835
1年内返済予定の長期借入金	980,000	1,280,000
1年内償還予定の社債	234,000	100,000
未払法人税等	381,616	138,342
前受収益	1,847,825	2,404,939
賞与引当金	72,959	32,286
受注損失引当金	24,382	7,484
その他	1,515,409	1,674,643
流動負債合計	7,594,213	9,703,027
固定負債		
社債	250,000	200,000
長期借入金	4,532,000	3,128,600
退職給付引当金	55,673	55,520
負ののれん	4,947	3,298
その他	461,367	327,202
固定負債合計	5,303,987	3,714,621
負債合計	12,898,201	13,417,649

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	5,675,838	4,646,462
利益剰余金	975,997	652,896
自己株式	368,426	331,568
株主資本合計	7,283,408	5,967,790
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	36,293	51,892
繰延ヘッジ損益	2,111	-
為替換算調整勘定	12,640	24,374
その他の包括利益累計額合計	51,045	76,267
少数株主持分	12,644	10,410
純資産合計	7,245,008	5,901,933
負債純資産合計	20,143,210	19,319,583

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	24,235,420	23,162,417
売上原価	19,216,092	18,278,356
売上総利益	5,019,327	4,884,060
販売費及び一般管理費	4,291,162	3,909,957
営業利益	728,165	974,103
営業外収益		
受取利息	361	179
受取配当金	20,277	1,129
負ののれん償却額	1,649	1,649
保険解約返戻金	-	1,591
その他	11,757	12,458
営業外収益合計	34,045	17,008
営業外費用		
支払利息	110,422	86,077
支払手数料	71,521	80,212
その他	5,194	5,206
営業外費用合計	187,137	171,496
経常利益	575,073	819,616
特別利益		
投資有価証券売却益	196,363	-
子会社株式売却益	111,959	-
貸倒引当金戻入額	10,905	-
本社移転損失引当金戻入額	48,016	8,500
特別利益合計	367,243	8,500
特別損失		
固定資産除却損	35,352	1,609
投資有価証券売却損	188,815	-
事務所移転費用	66,854	1,900
特別退職金	37,180	7,795
減損損失	2,550	-
社葬関連費用	-	47,672
特別損失合計	330,754	58,977
税金等調整前四半期純利益	611,563	769,139
法人税、住民税及び事業税	218,995	237,728
法人税等調整額	23,351	454,952
法人税等合計	242,347	692,681
少数株主損益調整前四半期純利益	369,215	76,457
少数株主利益又は少数株主損失()	3,723	345
四半期純利益	365,492	76,803

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	369,215	76,457
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	143,921	15,599
繰延ヘッジ損益	462	2,111
為替換算調整勘定	12,503	12,993
その他の包括利益合計	131,880	26,481
四半期包括利益	501,095	49,976
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	498,673	51,581
少数株主に係る四半期包括利益	2,421	1,604

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	611,563	769,139
減価償却費	355,071	381,277
減損損失	2,550	-
のれん償却額	558,500	511,264
貸倒引当金の増減額(は減少)	10,905	347
賞与引当金の増減額(は減少)	17,230	40,672
受注損失引当金の増減額(は減少)	672	16,898
退職給付引当金の増減額(は減少)	9,467	891
受取利息及び受取配当金	20,639	1,309
支払利息	110,422	86,077
為替差損益(は益)	1,356	25
固定資産除却損	35,352	1,609
投資有価証券売却損益(は益)	7,547	-
事業所移転費	66,854	1,900
社葬関連費用	-	47,672
子会社株式売却損益(は益)	111,959	-
売上債権の増減額(は増加)	1,055,003	44,492
たな卸資産の増減額(は増加)	216,012	3,037
その他の流動資産の増減額(は増加)	587,715	792,589
仕入債務の増減額(は減少)	1,047,909	185,727
未払消費税等の増減額(は減少)	71,316	24,468
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,465,782	784,640
その他	66,851	30,428
小計	2,248,214	2,015,454
利息及び配当金の受取額	20,784	1,309
利息の支払額	111,561	93,483
移転費用の支払額	240,214	1,900
社葬関連費用の支払額	-	12,151
法人税等の支払額	339,861	700,852
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,577,360	1,208,376

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	288,867	188,157
ソフトウェアの取得による支出	510,710	550,419
投資有価証券の売却による収入	784,679	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	178,753	-
貸付けによる支出	25,937	-
貸付金の回収による収入	49,009	429
敷金及び保証金の差入による支出	9,314	13,947
敷金及び保証金の回収による収入	551,892	336
投資活動によるキャッシュ・フロー	729,504	751,757
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	33,408	51,792
短期借入金の純増減額(は減少)	809,718	1,342,069
長期借入れによる収入	-	500,000
長期借入金の返済による支出	1,218,000	1,603,400
社債の償還による支出	184,000	184,000
自己株式の売却による収入	33	31,524
自己株式の取得による支出	69,754	1,024,041
配当金の支払額	413,918	395,866
少数株主への配当金の支払額	-	629
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,728,766	1,386,137
現金及び現金同等物に係る換算差額	11,493	13,343
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	433,394	942,862
現金及び現金同等物の期首残高	2,375,516	2,984,529
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,942,121	2,041,666

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.60%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は138,703千円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<p>当社及び㈱アクシスにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 4,420,000千円</p> <p>借入実行残高 300,000千円</p> <p>差引額 4,120,000千円</p>	<p>当社及び㈱アクシスにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行15行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 6,470,000千円</p> <p>借入実行残高 1,900,000千円</p> <p>差引額 4,570,000千円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)</p> <p>現金及び預金勘定 1,942,121</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期 預金 -</p> <p>現金及び現金同等物 1,942,121</p>	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年12月31日現在) (千円)</p> <p>現金及び預金勘定 2,041,666</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期 預金 -</p> <p>現金及び現金同等物 2,041,666</p>

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	153,519	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金
	A種優先株式	65,512	6,551,232.00	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	102,344	4.00	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金
	A種優先株式	98,000	9,800,000.00	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	151,384	6.00	平成23年3月31日	平成23年6月24日	利益剰余金
	A種優先株式	98,000	9,800,000.00	平成23年3月31日	平成23年6月24日	利益剰余金
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	101,519	4.00	平成23年9月30日	平成23年12月12日	利益剰余金
	A種優先株式	49,000	9,800,000.00	平成23年9月30日	平成23年12月12日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年6月24日付で、A種優先株式5株を取得し、同日付で消却いたしました。この結果、第1四半期連結会計期間においてその他資本剰余金が1,022,821千円減少し、当第3四半期連結会計期間末における資本剰余金は4,646,462千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	システムイン テグレーションサ ービス事業	セキュリ ティソリ ューションサ ービス事業	ディーラー 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上 高	8,686,481	3,335,716	12,212,322	24,234,520	900	24,235,420	-	24,235,420
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	137,763	28,910	122,827	289,501	-	289,501	289,501	-
計	8,824,245	3,364,626	12,335,149	24,524,022	900	24,524,922	289,501	24,235,420
セグメント利益	1,301,829	289,110	637,002	2,227,943	900	2,228,843	1,500,677	728,165

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社の非連結子会社に対する業務受託収入であります。

2. セグメント利益の調整額の内容は以下のとおりであります。
(千円)

	当第3四半期連結累計期間
セグメント間取引消去	16,236
全社費用	1,516,914
合計	1,500,677

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「セキュリティソリューションサービス事業」セグメントにおいて、サービスの提供終了に関する意思決定を行ったことにより、回収可能価額が著しく低下していると認められる資産として認識されたソフトウェアについて、回収可能価額をゼロとして、減損損失を認識するものであります。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において2,550千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	システムイ ンテグレイ ションサー ビス事業	セキュリ ティソリ ューショ ンサービ ス事業	ディーラー 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上 高	7,902,522	3,568,464	11,690,384	23,161,372	1,045	23,162,417	-	23,162,417
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	185,926	20,733	160,585	367,244	-	367,244	367,244	-
計	8,088,448	3,589,198	11,850,970	23,528,617	1,045	23,529,662	367,244	23,162,417
セグメント利益	1,151,951	809,165	450,472	2,411,590	1,045	2,412,635	1,438,532	974,103

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社の非連結子会社に対する業務受託収入等であります。

2. セグメント利益の調整額 1,438,532千円には、セグメント間取引消去2,453千円および各報告セグメントに配分していない全社費用 1,440,986千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	8円54銭	0円12銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	365,492	76,803
普通株主に帰属しない金額(千円)	147,402	73,701
(うち優先配当額)	(147,402)	(73,701)
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	218,089	3,102
普通株式の期中平均株式数(千株)	25,537	25,339
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	ラックホールディングス株式会社 第1回A種優先株式(平成21年11月12日臨時株主総会決議) 発行数 5株 発行価額の総額 1,000,000千円 平成23年6月24日に当該株式10株のうち5株を取得し、同日消却しております。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額	普通株式 101,519千円	優先株式 49,000千円
(ロ) 1株当たりの金額	普通株式 4円00銭	優先株式 9,800,000円00銭
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日	普通株式および優先株式	平成23年12月12日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月 9日

ラックホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木村 直人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラックホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ラックホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。